

## 連載 著作権と情報システム

### 第 69 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(32)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

#### [4] 比較検証

##### (2) 通産省案と文化庁案(32)

特許認容後の異議申し立て制度の導入【1】

#### ②「異議申し立て制度の趣旨」④

特許権の「付与後異議申立て (Post Grant Review)」は、米国特許法 321 条にある。異議申立人は、本条により特許権者とされない者であり、そのうえで実質的に利害関係のある当事者に限定されている。日本の特許庁の特許無効審判のように誰でも請求できるわけではない (日本特許法 123 条)。異議の原因は、101 条 (保護対象要件)、102 条 (新規性)、103 条 (非自明性 un-obviousness、日本では「進歩性」と呼ぶ)、112 条 (記載要件) が拒絶理由となる。それ故、かなり広範囲での異議を認めている。要するに、特許権の付与後異議申立ては特許権者とされない者に積極的に異議申し立てを求めている。ただし、112 条 (a) で示されている記述要件、実施可能要件、ベストモード要件のうち、ベストモード要件 (出願時に最良と信じる実施形態であること) が除外されている。元々ベストモード要件について極めて主観的で不確定なものとして考えられてきたため、異議理由とはならないとして除外された。

#### 引用・参照文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウアイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年